資料２－５

第7回障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の協議の場

公益財団法人共用品推進機構説明資料

公益財団法人共用品推進機構　森川美和

2026年10月29日(木)

目次

1. 共用品推進機構について
2. 共用品推進機構事業の三つの柱
3. 今後の課題

1.共用品推進機構とは

共用品推進機構は、1991年(平成3年)から個人の資格で参加するメンバーによって自主的な活動を続けてきた市民団体「E&Cプロジェクト」を発展的に解散し、1999年(平成11年)4月に設立した公益法人です。

2012年(平成24年)4月1日に内閣府の移行認定を受け公益財団法人化し、現在に至っています。

共用品(アクセシブルデザイン)とは

身体的な特性や障害にかかわりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス。



図1　共用品と福祉用具・一般製品の関係を示した図

2. 共用品推進機構事業の三つの柱

(1)調査・研究

「不便さ」や「便利さ」を調べる、まとめ、可能なものは一般公開すること

(2)標準化

共に考え、共に作ること

(3)普及・啓発

伝え、広めること



図2　共用品常設展示室の様子(写真2枚)

「調査・研究」⇒様々な人の不便さや便利さを知る
「標準化」⇒様々な立場や特性のある方々と共に解決方法を考える
「普及・啓発」⇒多くの方に伝える

3. 今後の課題

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本的施策から考える

日常生活の中で、モノ（機器等）や人に関わる機会をどのように作るかが課題

（1）モノ（機器）に触れる機会

共用品（アクセシブルデザイン）、福祉用具、開発の経緯（思い）や新しい技術等に触れる機会（アクセシブルデザイン関連規格の活用）

（2）様々な人々と接する機会

障害の有無、年齢の高低に関わらず、様々な人々が交流できる機会（ともともフェスタ）

アクセシブルデザイン規格の体系

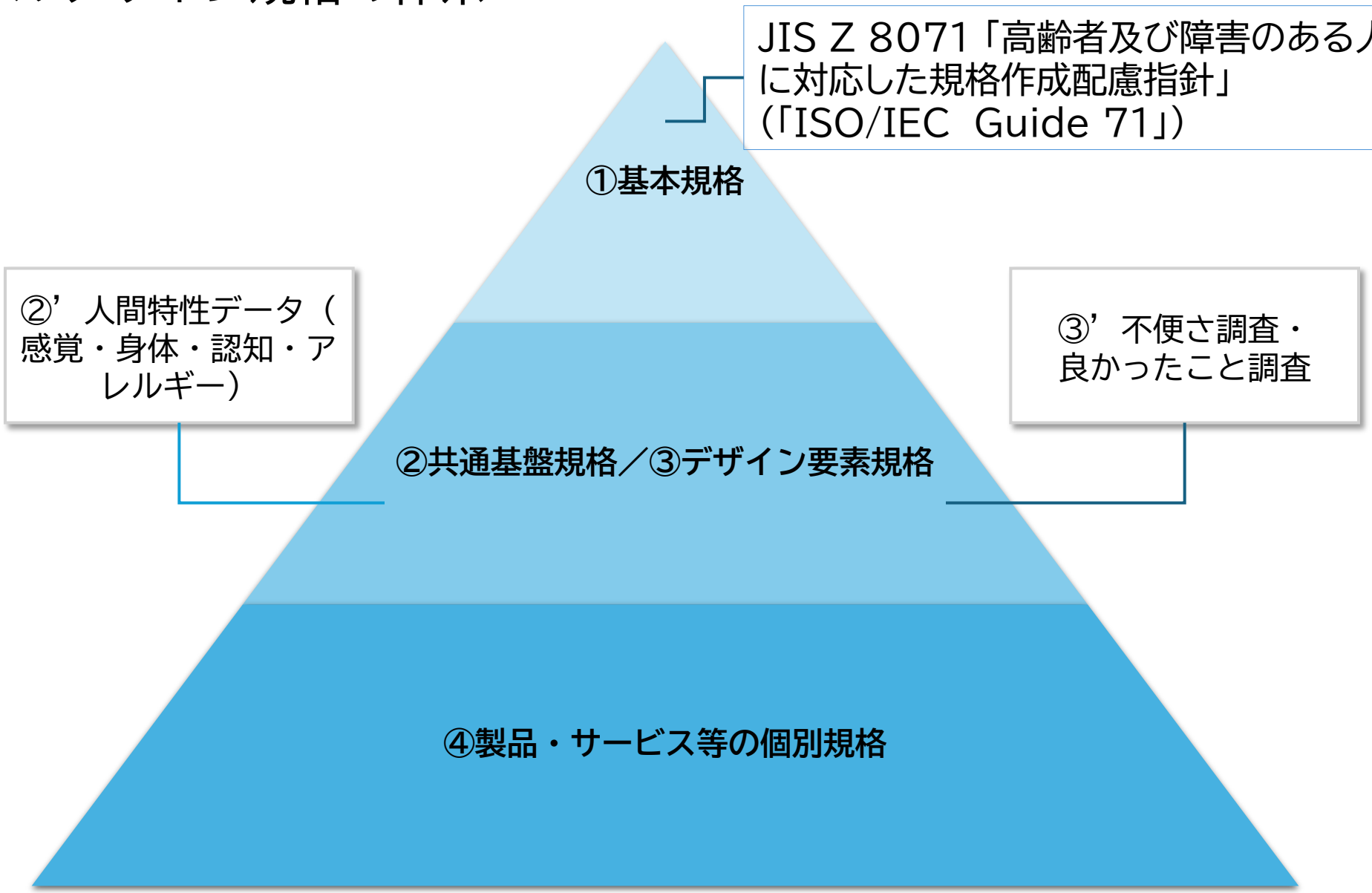


図３　アクセシブルデザイン規格の体系

アクセシブルデザイン関連規格

参考

https://www.kyoyohin.org/ja/research/japan/ad_jis_1.php

アクセシブルデザイン関連JIS（2024年4月現在 48規格）

- 基本規格（3）
- 視覚的配慮（4）
- 聴覚的配慮（3）
- 触覚的配慮（7）
- 包装・容器（9）
- 衣料品（2）
- 施設・設備（8）
- 情報通信（7）
- コミュニケーション（2）
- アクセシブルサービス（3）

1.	JIS Z 8071:2017
	「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」
	Guide for addressing accessibility in standards
	人々を対象とする製品，サービス，建築環境及びそれらの組合せに直接的又は間接的に関わる規格を作成する者が，その内容にアクセシビリティに関連する要求事項及び推奨事項を取り入れるための指針。
2.	JIS S 0012:2018
	「アクセシブルデザイン―消費生活用製品のアクセシビリティ一般要求事項」
	Accessible design -- Accessibility requirements for consumer products
	高齢者をはじめとするより多くの利用者が消費生活用製品（以下，製品という。）を使いやすく，かつ，扱いやすくするために，それらの製品を設計する際に基本的に留意すべきアクセシビリティ配慮事項について規定。
3.	JIS S 0020:2018
	「アクセシブルデザイン―消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法」
	Accessible Design -- Assessment method of accessibility of consumer products
	消費生活用製品のアクセシビリティ評価方法について規定。なお，この規格に基づく評価結果の想定利用者には，消費生活用製品を使用する消費者，及び消費生活用製品を仲介・購入する流通業者，宿泊施設・住宅・高齢者施設などの設計者又は運営者並びに公共調達の関係者を含む。



図4　当日配布された「ともともフェスタ2026」チラシの表紙



図5　「ともともフェスタ2026」会場風景